

議案第37号

鳥取県基金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）	別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
34 鳥取県住民生活に光をそそぐ基金	配偶者等からの暴力による被害者の支援等の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
35 とっとり支え愛基金	高齢者、障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けられるように	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
34 鳥取県住民生活に光をそそぐ基金	配偶者等からの暴力による被害者の支援等の社会的に弱い立場にある者に係る対策及び自立支援並びに知の地域づくりの取組を実施し、住民生活の向上及び地域の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

するため、これらの者の生活を地域で支え合う活動の支援及び生活環境の整備を行うこと。

積立て
源に充てる
とき。

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。